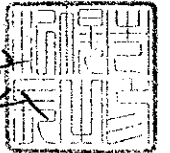


札幌市児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案第三者検証委員会設置規則を次のように制定する。

令和8年7月 16 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 36 号

札幌市児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案第三者検証委員会  
設置規則

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案発生時の報告のためのガイドライン（令和7年10月こども家庭庁策定）に基づく調査審議を行うため、札幌市附属機関設置条例（平成26年条例第43号）第2条第2項の規定に基づき、札幌市児童養護施設等被措置児童等に係る重大事案第三者検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 検証委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、弁護士、医師、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱された日から令和9年6月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 検証委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検証委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 委員長及び副委員長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検証委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、検証委員会の会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、公開しない。ただし、検証委員会が必要と認めた場合は、公開することができる。

(意見の聴取等)

第6条 検証委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 検証委員会の庶務は、子ども未来局において行う。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項については、委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、令和9年6月30日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この規則の施行後最初の検証委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。